

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人/年）	1,488	1,512	1,512

② 地域密着型通所介護

現状

地域密着型通所介護は、定員18人以下の小規模な通所介護施設に日帰りを通い、入浴や食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のための生活機能の訓練や口腔機能向上などを行い、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう支援するサービスです。

現在、市内では7箇所の事業所が指定を受け、サービスの提供を行っています。

【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域密着型 通所介護	計 画 (回/年)	23,868	23,429	23,748
	実 績 (回/年)	22,811	20,948	19,313
	達成率 (%)	95.6	89.4	81.3

【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員 (人)
大浦・朝来・志楽	デイサービスセンターふれあい	(有) ふれあい	18
新舞鶴・三笠	デイサービス・コクア	(合) コクア	15
倉梯・倉二・与保呂	デイサービスさくらプラザ	(医) 弘愛会西村内科	18
城北	ハーモニーデイサービスセンター	(医) 外松医院	18
	デイサービス粋生倶楽部舞鶴	バルケアセンター(株)	15
城南	リハプライド西舞鶴	(株) ジオ	18
加佐	みじかなデイサービス田園	みじかな(有)	18

施策の方向

地域密着型通所介護は、通所介護サービスと併せて、現状のサービス提供基盤で供給量を確保できる見込みであり、地域との連携や運営の透明性の確保など、より一層の質の向上に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型通所介護 (回/年)	21,882	21,882	21,882

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

現状

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者等が日帰りで入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や支援、機能訓練を受けるサービスです。

現在、市内では3箇所の事業所が指定を受け、サービスの提供を行っています。

【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症対応型 通所介護	計 画	(回/年)	6,941	7,174	7,174
	実 績	(回/年)	5,392	6,105	6,209
	達成率	(%)	77.7	85.1	86.5
介護予防 認知症対応型 通所介護	計 画	(回/年)	12	12	12
	実 績	(回/年)	0	10	0
	達成率	(%)	0	83.3	0
合 計	計 画	(回/年)	6,953	7,186	7,186
	実 績	(回/年)	5,392	6,115	6,209
	達成率	(%)	77.5	85.1	86.4

【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員(人)
倉梯・倉二・与保呂	グループデイいろり	(福) 大樹会	12
中舞鶴	モンファミリーユ舞鶴	(医) 正峰会	3
城北	デイ・ホーム和夢	(福) 成光苑	12

施策の方向

認知症の高齢者が更に増加すると予想されることから、需要は増加していくと思われませんが、同様の機能を備えた小規模多機能型居宅介護事業所も概ね日常生活圏域ごとに設置されており、利用者の状態に合わせた適正なサービス利用が行われるよう連携していきます。

【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介護	(回/年)	6,487	6,487	6,584
介護予防認知症対応型通所介護	(回/年)	0	0	0
合 計	(回/年)	6,487	6,487	6,584

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

現状

身近な生活圏域内で通いを中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練等を行い、在宅生活の継続を支援するサービスです。

現在、市内では6箇所の事業所が指定を受け、サービスの提供を行っています。

【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
小規模多機能型 居宅介護	計 画	(人/年)	1,536	1,536	1,548
	実 績	(人/年)	1,420	1,407	1,448
	達成率	(%)	92.4	91.6	93.5
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	計 画	(人/年)	156	156	156
	実 績	(人/年)	141	131	171
	達成率	(%)	90.4	84.0	109.6
合 計	計 画	(人/年)	1,692	1,692	1,704
	実 績	(人/年)	1,561	1,538	1,619
	達成率	(%)	92.3	90.9	95.0

【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員 (人/日)	
			通い	宿泊
大浦・朝来・志楽	ココ・ガーデン	(有) グっとサポート	15	7
新舞鶴・三笠	オンブラージュ矢之助	(福) 大樹会	12	6
倉梯・倉二・与保呂	やすらぎ苑 丸山の家	(福) 大樹会	12	4
中舞鶴	やすらぎ苑 余部の家	(福) 大樹会	15	6
城北	ふれあいホーム真愛	(福) 真愛の家	12	3
城南	やすらぎ苑 引土の家	(福) 大樹会	12	6

施策の方向

認知症の高齢者が更に増加すると予想されることから、住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備と併せ、質の高いサービス供給量の確保に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護 (人/年)	1,452	1,452	1,464
介護予防小規模多機能型居宅介護 (人/年)	156	156	156
合計 (人/年)	1,608	1,608	1,620

⑤ 看護小規模多機能型居宅介護

施策の方向

在宅で生活する医療ニーズの高い要介護者に対応するため、主治医と密接に連携しながら、医療行為も含めた多様なサービスを24時間提供できる体制づくりを進め、需要に応じた質の高いサービス供給量の確保に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
看護小規模多機能型居宅介護 (人/年)	0	0	48

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

現状

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)は、身近な地域で、身体的に安定した状態にある認知症の高齢者が介護職員とともに少人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で入浴、排泄、食事等の介護や日常生活の支援・機能訓練を受けることにより、認知症の予防や進行の防止に努めるサービスです。

現在、市内では7箇所の事業所が指定を受けてサービスの提供を行っています。

【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症対応型 共同生活介護	計画	(人/日)	81	81	81
	実績	(人/日)	80	79	78
	達成率	(%)	98.8	97.5	96.3
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	計画	(人/日)	0	0	0
	実績	(人/日)	0	0	0
	達成率	(%)	0	0	0
合計	計画	(人/日)	81	81	81
	実績	(人/日)	80	79	78
	達成率	(%)	98.8	97.5	96.3

【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員(人)
大浦・朝来・志楽	やすらぎ苑しょうちゃんの家	(福) 大樹会	9
新舞鶴・三笠	グループホームさくらプラザ	(医) 弘愛会西村内科	9
倉梯・倉二・与保呂	グループホームさくらプラザ倉梯	(医) 弘愛会西村内科	9
中舞鶴	モンファミーユ舞鶴	(医) 正峰会	18
城北	真愛の家 恵の里	(福) 真愛の家	9
	ハーモニーグループホーム	(医) 外松医院	9
加佐	グループ・ホーム舞夢	(福) 成光苑	18

施策の方向

今後も、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して共同生活が送れるよう、認知症高齢者に対応したサービスの確保に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護 (人/日)	81	81	81
介護予防認知症対応型共同生活介護 (人/日)	0	0	0
合計 (人/日)	81	81	81

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

現状

自宅において日常生活が困難な要介護者が入所する 29 人以下の小規模な特定施設で、入浴、排泄、食事等の世話や生活機能の訓練などのサービスを提供します。

現在、市内では1箇所の事業所が指定を受けてサービスの提供を行っています。

【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	計 画 (人/日)	29	29	29
	実 績 (人/日)	29	26	23
	達成率 (%)	100.0	89.7	79.3

【供給体制(市内施設一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員(人)
新舞鶴・三笠	グリーンパーク愛宕	(福) 博愛福祉会	29

施策の方向

在宅生活が困難な市内の要介護者が、住み慣れた地域の少人数の特定施設内で安心して過ごせるようサービス提供に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型特定施設入居者生活介護（人/日）	29	29	29

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

現状

自宅において日常生活が困難な要介護者が入所する施設で、入浴、排泄、食事等の世話や生活機能の訓練などのサービスを提供します。

現在、市内では4箇所(116人)の事業所が指定を受けています。

【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	計 画 (人/日)	116	116	116
	実 績 (人/日)	84	104	107
	達成率 (%)	72.4	89.7	92.2

【供給体制(市内施設一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員(人)
大浦・朝来・志楽	やすらぎの郷	(福) 大樹会	29
新舞鶴・三笠	グリーンパーク愛宕	(福) 博愛福祉会	29
加佐	ライフ・ステージ 舞夢	(福) 成光苑	29
城南	ライフ・ステージ 夢咲	(福) 成光苑	29

施策の方向

今後、入所を希望する高齢者が増加することが予想されることから、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう供給量の確保に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（人/日）	116	116	116

その他サービス

① 住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給

現状

住宅改修は、要介護者等が自宅で安全・快適な生活ができるように、手すりの取り付けや段差の解消等の住宅改修を行う場合に、対象工事についての費用の一部を支給します。

住宅改修にあたっては利用者の身体状況に合わせた、より適切で効果的な工事を対象とします。

【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
住宅改修	計 画	(人/年)	312	312	324
	実 績	(人/年)	197	195	259
	達成率	(%)	63.1	62.5	79.9
介護予防 住宅改修	計 画	(人/年)	300	312	324
	実 績	(人/年)	190	206	264
	達成率	(%)	63.3	66.0	81.5
合 計	計 画	(人/年)	612	624	648
	実 績	(人/年)	387	401	523
	達成率	(%)	63.2	64.3	80.7

【対象工事】

手すりの取り付け
 段差の解消
 滑り防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更
 引戸などへの扉の取り替え
 洋式便器などへの便器取り替え
 上記の改修に付帯して必要となる工事

施策の方向

住宅改修は、在宅生活における利用者本人の自立支援及び介護者負担の軽減を図るために重要なサービスであり、利用の促進と適正な助成を行います。

【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修	(人/年)	264	264	264
介護予防住宅改修	(人/年)	252	252	252
合 計	(人/年)	516	516	516

② 居宅介護支援・介護予防支援

現状

居宅介護支援は、居宅介護支援事業所に属するケアマネジャーが、自宅で介護を必要とする人の心身の状況や意向等を踏まえて、ケアプランを作成するサービスで、サービス事業所との連絡調整や介護保険施設への紹介等のケアマネジメントも行います。

市内には、26 箇所の居宅介護支援事業所が指定を受け、ケアマネジメントを実施しています。

また、介護予防支援は、在宅の要支援者が居宅サービス等を利用する際に、地域包括支援センターの職員等がケアマネジメントを行うサービスです。

【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護支援	計 画 (件/年)	24,516	24,672	24,828
	実 績 (件/年)	24,570	24,490	25,009
	達成率 (%)	100.2	99.3	100.7
介護予防支援	計 画 (件/年)	11,844	12,516	12,984
	実 績 (件/年)	11,299	11,614	11,533
	達成率 (%)	95.4	92.8	88.8
合 計	計 画 (件/年)	36,360	37,188	37,812
	実 績 (件/年)	35,869	36,104	36,542
	達成率 (%)	98.6	97.1	96.6

【供給体制(居宅介護支援事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体
大浦・朝来・志楽	エスペラルケアプランセンター東舞鶴	(医) 医誠会
	在宅介護支援センター やすらぎ	(福) 大樹会
	メタルエッグ介護事業部あつふる	(株) メタルエッグ
	ケアプランセンターそう	(合) 想
新舞鶴・三笠	岸本病院居宅介護支援センター	(医) 岸本病院
	さくらプラザ介護支援センター	(医) 弘愛会 西村内科
	在宅介護支援センター グリーンプラザ博愛	(福) 博愛福祉会
	ピア・サポート居宅介護支援事業所	(有) ピア・サポート
	介護相談室つなぐ	(合) つなぐ

倉梯・ 倉二・ 与保呂	オリエンタル	オリエンタル (株)
	居宅介護支援事業所ひまわり	(有) ひまわり
	居宅介護支援事業所フクロウ	(同) フクロウ
	小春日和居宅介護支援事業所	(資) 小春日和
中舞鶴	アザレア舞鶴居宅介護支援事業所	(医) 正峰会
	ほーむけあセンター和心	(同) ほーむけあセンター和心
城北	在宅介護支援センター 安寿	(福) 安寿会
	在宅介護支援センター 真愛の家	(福) 真愛の家
	外松医院居宅介護支援事業所	(医) 外松医院
	ニチイケアセンター舞鶴	(株) ニチイ学館
	まいづる協立診療所	(公社) 京都保健会
	居宅介護支援事業所みなど	(株) みなど
城南	荒木クリニック居宅介護支援センター	(医) 荒木クリニック
	小谷整形外科医院	(医) 晴友会
	ケアプランセンターこころ	(有) こころ
加佐	ケア・オフィス 舞夢	(福) 成光苑
	ケアプランセンター田園	みじかな (有)

施策の方向

要介護者等への適切なケアマネジメントに対応するため、ケアマネジャーの確保に努めるとともに、資質向上のための各種研修事業の実施に取り組みます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援 (件/年)	25,668	26,052	26,004
介護予防支援 (件/年)	11,880	12,036	12,156
合計 (件/年)	37,548	38,088	38,160

施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

現状

自宅において日常生活が困難な要介護者が入所する施設で、入浴、排泄、食事等の世話や生活機能の訓練などのサービスを提供します。

現在、市内には5施設（370床）が整備され、地域密着型（小規模特養）を含めると、9施設（486床）が整備されています。

平成27年4月から、介護老人福祉施設は在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化したことに伴い、新規入所者は原則、要介護3以上に限定されています。

ただし、要介護1・2でも、やむを得ない事情で、在宅で日常生活を営むことが困難な場合には、特例的な入所が認められています。

【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護老人福祉施設	計 画 (人/日)	450	450	480
	実 績 (人/日)	395	385	379
	達成率 (%)	87.8	85.6	79.0

【供給体制(市内施設一覧)】

所在圏域	施設名	運営主体	定員(人)
新舞鶴 ・三笠	やすらぎ苑	(福)大樹会	80
	グリーンプラザ博愛苑	(福)博愛福祉会	50
城北	安寿苑	(福)安寿会	50
	真愛の家寿荘	(福)真愛の家	110
城南	グレイスヴィルまいづる	(福)グレイスまいづる	80
合 計			370

【事業実績】(再掲)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護老人福祉施設	計 画	(人/日)	450	450	480
	実 績	(人/日)	395	385	379
	達成率	(%)	87.8	85.6	79.0
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	計 画	(人/日)	116	116	116
	実 績	(人/日)	84	104	107
	達成率	(%)	72.4	89.7	92.2
合 計	計 画	(人/日)	566	566	596
	実 績	(人/日)	479	489	486
	達成率	(%)	84.6	86.4	81.5

【供給体制(市内施設一覧)】(再掲)

所在圏域	施 設 名	運営主体	定員 (人)
新舞鶴・三笠	やすらぎ苑	(福) 大樹会	80
	グリーンプラザ博愛苑	(福) 博愛福祉会	50
城 北	安寿苑	(福) 安寿会	50
	真愛の家寿荘	(福) 真愛の家	110
城 南	グレイスヴィルまいづる	(福) グレイスまいづる	80
介護老人福祉施設 計			370
大浦・朝来・志楽	やすらぎの郷	(福) 大樹会	29
新舞鶴・三笠	グリーンパーク愛宕	(福) 博愛福祉会	29
加 佐	ライフ・ステージ舞夢	(福) 成光苑	29
城 南	ライフ・ステージ夢咲	(福) 成光苑	29
地域密着型介護老人福祉施設 計			116
合 計			486

施策の方向

在宅支援のためのサービスの充実に努めるとともに、在宅生活が困難で入所を必要とする要介護者に対して供給量の確保に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設 (人/日)	420	420	450

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

現状

介護老人保健施設は、病状が安定しており、入院の必要はないものの自宅での生活が困難な要介護者が入所する施設で、リハビリや看護・介護を中心としたサービスを提供します。

本来、短期間での入所により在宅復帰に向けてのサービスを提供する施設ですが、単身や夫婦のみの高齢者世帯で在宅生活が困難な高齢者や家族の状況で平均入所日数が延びる傾向にあります。

【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護老人保健 施設	計 画 (人/日)	430	430	430
	実 績 (人/日)	373	376	366
	達成率 (%)	86.7	87.4	85.1

【供給体制(市内施設一覧)】

所在圏域	施設名	運営主体	定員(人)
大浦・朝来・志楽	エスペラル東舞鶴	(医) 医誠会	150
中舞鶴	アザレア舞鶴	(医) 正峰会	150
城南	すこやか森	国家公務員共済組合連合会	100
合 計			400

施策の方向

リハビリや看護・介護を中心としたサービスを提供して、在宅復帰や在宅での介護を支援するよう、供給量の確保に努めます。

併せて、施設入所者が早期に在宅復帰できるよう在宅サービスの充実に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人保健施設(人/日)	420	420	420

(2) 介護サービス事業者の指導・育成の推進

① 介護職員、ケアマネジャー等資質向上事業

現状

介護サービス利用者が安心して適切なサービスを利用できるよう、各施設・事業所の介護サービス従事者やケアマネジャー等の資質向上研修を実施しています。

特に、ケアマネジャーは介護サービス利用の相談窓口として重要な役割を担っており、介護サービスの利用者に適切なマネジメントを行うためには、ケアマネジャーの実践力や資質の向上を図ることが何よりも重要であることから、保健・医療・福祉の専門家による研修会等を開催しています。

今後、身体機能や認知機能、介護する家族の状況、地域の状況等、多様な課題を抱えている高齢者の増加に対し、安心して生活が継続できるよう、関係機関と連携したより質の高い援助が求められています。

【事業実績】

項 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
	開催回数	参加延人数	開催回数	参加延人数	開催回数	参加延人数
ケアマネジャー等研修会	3	142	3	106	3	120

施策の方向

介護サービス事業者が、今後も質の高いサービスを提供できるよう、介護支援専門員会やグループホーム連絡会など事業者連絡会等と連携して研修を実施し、地域全体のケア能力の向上に取り組みます。

また、ケアマネジャーが抱えている課題を把握し、地域ケア会議と連携しながら、必要な知識や技術等実践力の向上を目的とした研修会や情報提供を行い、インフォーマルサービス（公的制度に基づかない福祉的なサービス）も含めた保健・医療・福祉等関係機関との連携体制の構築支援に取り組みます。

【令和8年度までの見込量】

項 目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	開催回数	参加延人数	開催回数	参加延人数	開催回数	参加延人数
ケアマネジャー等研修会	3	125	3	130	3	135

② 介護サービス事業者の指導・監査

現状

介護サービス利用者のより良いケアの実現や保険給付の適正化が図れるよう、地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所の指導・監督を実施しています。

令和元年に国において「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」が示されたところであり、今後は同指針を踏まえて指導・監督を行う必要があります。

【事業実績】

	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
	実施回数	事業所数	実施回数	事業所数	実施回数	事業所数
集団指導	1	95	1	102	1	101
個別指導	13	13	15	15	15	15

※集団指導については、新型コロナウイルス感染症対策のため、指導に関する資料を各事業所にメール配信やホームページで周知することで、指導を行った扱いとしている。

施策の方向

今後とも京都府と連携し、国による「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」を踏まえた適切な指導と適正な監査に取り組みます。

【令和8年度までの見込量】

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施回数	事業所数	実施回数	事業所数	実施回数	事業所数
集団指導	1	101	1	101	1	102
個別指導	20	20	20	20	20	20

(3) 介護サービスが利用しやすい仕組みづくり

① 介護サービス事業者等の情報提供の充実

現状

介護保険制度によるサービス内容やサービス提供事業者の情報等を広く周知することを目的に「高齢者の保健・福祉サービス 利用のてびき」を作成し、窓口での配布や介護・医療関係機関への配布、ホームページへの掲載を行っています。

また、地域包括支援センターにおいても、介護サービスの利用や日常生活における不安などの相談を気軽に行うことができるような体制となっています。

しかし、介護に関する制度は年々多様化・複雑化しており、利用者にとって適切なサービスの選択ができるよう、わかりやすい情報提供が求められています。

施策の方向

介護サービス利用者が、適切なサービスを選択することができるよう、地域包括支援センターと連携を密にするとともに、「高齢者の保健・福祉サービス 利用のてびき」やパンフレット類などで、よりわかりやすい情報提供に取り組んでいきます。

② 介護サービス相談員訪問事業

現状

介護サービス利用者の不安・不満・疑問などを、利用者の立場からきめ細かに捉え、サービス事業者に橋渡しすることにより、介護サービスの質の向上を図ることを目的に、平成12年度から実施しています。

介護サービス相談員は、サービス事業所に月1～2回程度訪問して利用者の声をお聞きするとともに必要に応じて事業所へお伝えするほか、随時、事業所職員と意見交換を行っています。

なお、令和2年度から4年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため活動することができませんでしたが、令和5年度から活動を再開しています。

【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談員数 (人)		14	14	14
年間延訪問回数 (回)				175
年間延相談件数 (件)				700
訪問先事業所数	通所介護 (箇所)	新型コロナウイルス感染症対策のため、活動を休止。	新型コロナウイルス感染症対策のため、活動を休止。	2
	通所リハビリテーション (箇所)			2
	短期入所 (箇所)			2
	地域密着型通所介護 (箇所)			1
	認知症対応型通所介護 (箇所)			1
	小規模多機能型居宅介護 (箇所)			2
	地域密着型介護老人福祉施設 (箇所)			1

施策の方向

今後は、より多くのサービス事業所へ訪問できるよう、新規の介護サービス相談員を養成し、訪問体制を整えるとともに、現任の介護サービス相談員の資質の向上に

取り組み、より効果的な介護サービス相談員事業を展開し、利用者の声を聞くことで、介護サービスの質の向上に努めます。

また、訪問活動にあたっては、感染症対策に細心の注意を払います。

③ 介護給付適正化事業

現状

今後、介護サービスの利用者が増加し、介護給付費の増加が見込まれる中で、介護保険制度への信頼を高め、持続可能なものとするために、介護を必要とする人を適切に認定し、利用者にとって適切なサービスが提供されるよう、介護給付の適正化に取り組む必要があります。

本市では、国の「介護給付適正化の計画策定に関する指針」に基づき、認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検を実施しています。

【主な取組内容】

事業の項目	内 容
認定調査状況チェック	適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、居宅介護支援事業所等に委託している、要介護認定の区分変更申請や更新申請の認定調査内容について、点検・確認する。
ケアプランの点検	利用者が真に必要とするサービスを確保し、その状態に適合していないサービス提供を改善するため、ケアマネジャーが作成したケアプランの記載内容について、事業所に提出を求め、点検・指導する。
住宅改修の点検	利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除するため、住宅改修の申請に係る工事前・竣工後の現地確認、利用者の状態確認、工事見積書の点検を実施する。
福祉用具購入・貸与調査	不適切又は不要な福祉用具購入・貸与の排除を図るため、福祉用具利用者等の調査を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検する。
医療情報との突合・縦覧点検	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の重複請求を排除するため、医療保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供サービスの整合性を点検する。 ・請求内容の適正化を図るため、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供サービスの整合性、算定回数や日数等を点検する。

【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ケアプラン の点検 実施件数	計 画 (件)	150	150	150
	実 績 (件)	48	60	60
	達成率 (%)	32.0	40.0	40.0

施策の方向

これまでの取組を継続し、点検体制を充実させ、利用者の自立支援に資する適切なサービスが提供されるよう保険給付の適正化に取り組んでいきます。

特に、ケアプランの点検については、適正化システムにより問題の可能性があるプランを抽出して、介護支援専門員の資格を持つ専門職員が、書面での点検に加え、場合によっては事業所への訪問による点検等を組み合わせるなど、より効果的な点検を実施します。

【令和 8 年度までの見込量】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ケアプランの点検実施件数 (件)	60	60	60

④ 多職種によるケアプラン検証

現状

平成 30 年 10 月から、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、居宅介護サービス計画（ケアプラン）に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護における生活援助中心型サービスを位置づける場合に、市町村への届出が義務付けられ、多職種によるケアプランの検証を行うことになりました。

本市においても、理学療法士や保健師等の多職種による自立に向けたケアプランに係る議論を行い、必要に応じて、担当ケアマネジャーに内容の再検討を促しています。

【事業実績】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
多職種による検証件数 (件)	5	5	3

施策の方向

引き続き、多職種によるケアプラン検証を行い、利用者の自立支援にとってより良いサービスとなるよう努めます。

【令和 5 年度までの見込量】

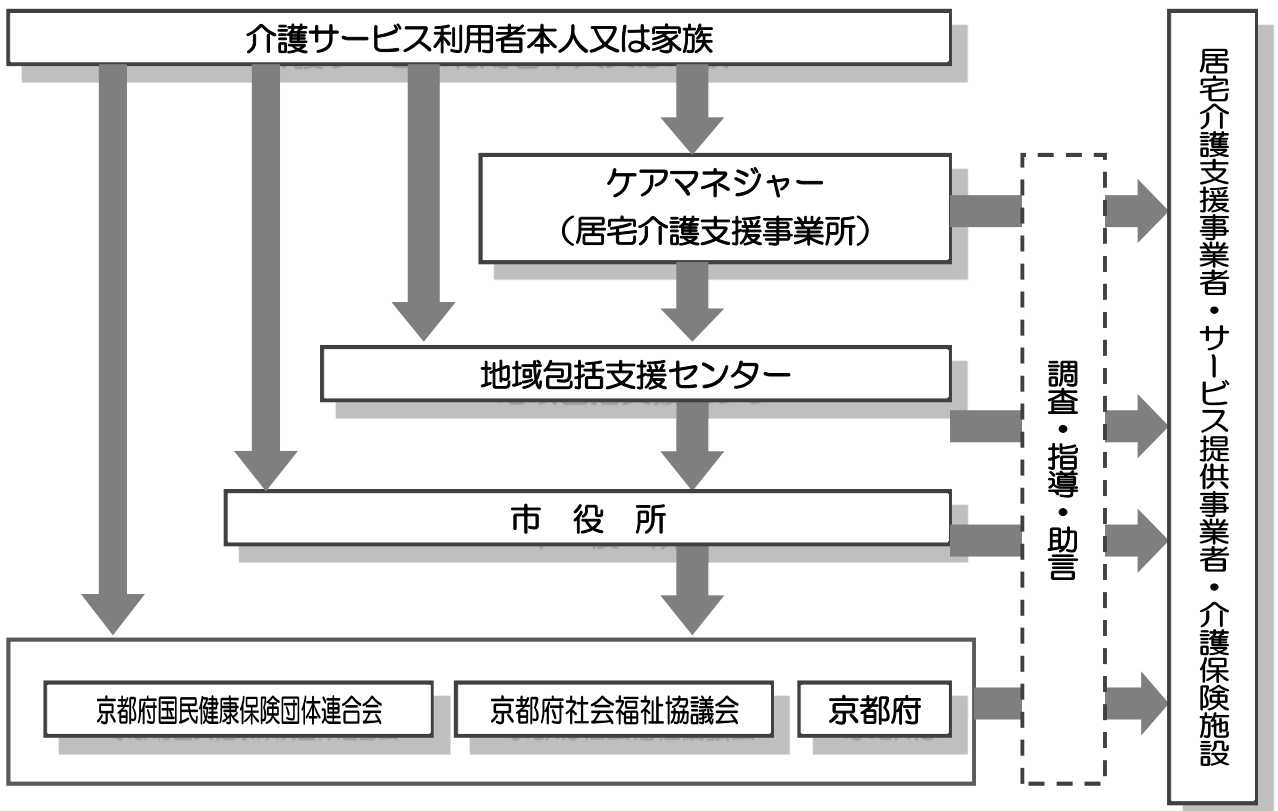
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
多職種による検証件数 (件)	5	5	5

⑤ 介護サービス相談・苦情対応

現状

介護サービスにおける相談等については、地域包括支援センターをはじめ、サービス提供事業者、居宅介護支援事業者、市役所、京都府、京都府社会福祉協議会、京都府国民健康保険団体連合会など、それぞれの役割に応じて相談・苦情受付窓口が設けられており、それぞれが連携し重層的に対処する体制が構築されています。不満や苦情があっても実際に申し出ることにはなかなか難しいため、気軽に相談や苦情を申し出ることができるような仕組みが望まれます。

【相談・苦情対応体制】



施策の方向

それぞれの相談窓口を広く周知するとともに、利用者の声を拾い上げ、十分な連携を図りながら適切な対応ができるよう体制づくりに努めます。

(4) 家族介護等への支援

① 相談支援体制の充実・認知症介護家族のつどい

現状

認知症高齢者が在宅で生活を継続するには、介護サービス利用による本人・家族への支援のみならず、介護者の身体的・精神的負担の軽減が不可欠です。

このため、本市では、認知症高齢者を介護する家族の相談やストレス解消の場として「認知症介護家族のつどい」を開催し、介護に直面している家族同士でしかわからない悩みや思いを共有し、介護負担の軽減を図っています。

また、近年、育児と介護、配偶者と親など複数の介護を担うダブルケアを余儀なくされる家族も少なくないため、アルツハイマー月間等でダブルケアの啓発を実施しています。

【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
開催回数 (回)	14	12	12
実人数 (人)	27	26	23
参加者数 (人)	53	62	60

施策の方向

引き続き、介護者同士が気軽に集まれる場の提供を行っていきます。また、ダブルケアラーやヤングケアラーを支援するため、子育て支援機関や労働部門と連携し、地域包括支援センターの相談窓口の周知を行うなど、相談体制の充実に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数 (回)	12	12	12
実人数 (人)	30	35	40
参加者数 (人)	60	65	70

② 介護用品支給事業

現状

在宅で要介護者を介護している家族の経済的負担を軽減するため、紙おむつ等の介護用品が購入できるチケットを年2回支給しています。

【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
チケット支給冊数 (冊)	293	298	280
支給実人数 (人)	193	200	190

施策の方向

介護者の経済的負担を軽減できるよう、引き続き介護用品の支給を行い、在宅で介護されている家族を支援します。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チケット支給冊数 (冊)	300	300	300
支給実人数 (人)	200	200	200

6. 介護サービスを担う人材の確保・生産性の向上

(1) 介護福祉専門学校による介護人材確保

① 学校・事業所等との連携

現状

高齢化の進展により、介護サービスを利用される高齢者は増加しており、全国的にも、団塊の世代が75歳に到達する令和7(2025)年には、在宅サービスを現在より充実することなどで、介護人材が250万人程度必要と推計されています。

本市においても、特に入所施設を開設している社会福祉法人等は、人材不足が常態化しており介護人材の確保は喫緊の課題となっています。

そのような中、平成27年度に介護福祉専門学校を誘致し、介護人材の養成を進めています。

【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内介護福祉専門学校入学者 (人)	14	15	18

施策の方向

京都府、福知山市、宮津市と連携し、介護福祉人材を地元である京都北部地域で養成し、質の高い介護サービスを提供できる仕組みを構築する「京都府北部福祉人材養成システム」の取組を推進します。

市内介護福祉専門学校に多くの生徒が入学し、市内の介護事業所への就職につながるよう、近隣所在の高等学校の進路指導関係者と緊密に連携していきます。

不足する介護人材の確保については日本人のみならず外国人もその担い手と捉え、外国人留学生を対象とした生活費支援制度による学生の確保に取り組みます。

介護福祉専門学校と市内介護事業所の介護職員との交流を深めることや、市内介護老人福祉施設等を実習場所に提供するなどにより、卒業後の就職につながるよう連携を支援します。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内介護福祉専門学校入学者 (人)	24	25	25

※ 定員 1学年40名

(2) 働きやすい環境整備による介護人材確保

① 介護福祉士育成修学資金貸与

現状

介護事業所に勤務する人材の確保及び育成に資するため、介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする者に対し養成施設等の修学に要する資金を貸与しています。(資格取得後、市内介護事業所に3年間勤務した場合は返還免除)

【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
貸与実人数 (人)	10	19	20
うち市外貸与人数 (人)	1	6	8

施策の方向

修学資金貸与制度が有効に活用され、多くの人材が市内介護事業所において確保できるよう、市内介護福祉専門学校と一層連携し、近隣市町所在の高等学校等への働き掛けを強化するとともに、京都府福祉人材・研修センターと連携し事業の周知に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸与実人数 (人)	30	30	30
うち市外貸与人数 (人)	5	5	5

② 働きやすい職場環境の整備促進

施策の方向

介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、人材不足の時代に即した介護現場の革新及び生産性の向上を図り、本来業務に注力できる環境づくりが重要です。

介護の質は維持しながら介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、効率的に業務に就くことができるよう、京都府等と連携し、介護ロボットや見守りセンサーなどICT機器の活用を促進します。

さらに、ケアプランデータ連携システムや電子申請・届出システムなどの導入を促進し、事業所間の事務連携の効率化や、介護現場の事務負担軽減を図ります。

③ 介護職場の魅力発信

施策の方向

体験型のイベント開催を通じて、幅広い世代に福祉に関する仕事に興味を持ってもらい、介護に携わる仕事のやりがいや魅力を発信することにより、担い手のすそ野を広げ、多様な人材確保に取り組みます。

(3) 介護人材の資質向上

① 介護人材研修等の仕組みづくり

現状

介護職員等が不足する中、ますます人材確保が厳しくなっています。そのため、市内事業所からは、「日常業務に追われ、人材育成に取り組む時間の確保が難しい」、「京都府北部でも研修を開催してほしい」、「部下を育てることのできる管理者やリーダーの数が少ない」などの声が上がっており、本市としても早急な対応が求められています。

昨今は、コロナ禍を契機として、研修のオンライン化が進み、京都府北部でも研修を受ける機会が確保されるようになってきています。

施策の方向

介護職員等のスキルアップを図る上で、研修機会の提供や研修内容の充実は重要です。

今後は、オンライン研修等を積極的に活用するなど、ニーズに応じた多くの研修機会が得られるよう、京都府や関係機関に働きかけてまいります。

② 介護福祉士資格取得講習等受講料助成金・介護職員初任者研修受講料助成金

現状

介護サービス従事者が、自己研鑽することにより介護サービスの質が更に向上し、またキャリアアップにより処遇改善や離職防止につながるよう介護福祉士になるための資格取得講習や介護職員初任者研修の受講料の助成を行っています。

【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護福祉士資格取得講習等受講料助成(人)	21	10	10
介護職員初任者研修受講料助成(人)	12	15	10

施策の方向

より多くの人が制度を活用できるよう、制度の周知に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護福祉士資格取得講習等受講料助成(人)	40	40	40
介護職員初任者研修受講料助成(人)	20	20	20

7. 介護事業所等における災害及び感染症対策

(1) 業務継続に向けた取組支援

① 業務継続に向けた取組支援

現状

近年、全国的に自然災害による大きな被害が増えています。台風や地震、大雨などの自然災害は、電気や水道などのライフラインを断絶したり、施設の建物を倒壊させるなど、介護サービスの提供に大きな影響を及ぼします。

また、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症は感染力が高く、高齢者や基礎疾患を持つ方が重症化する特性をもつため、介護従事者が不足し、介護サービスの提供が困難になる状況が見られました。

施策の方向

介護サービスは、要介護者や家族等の生活を支える上で欠かせないものです。介護サービス事業所においては、自然災害や感染症等による緊急事態に備えるため、利用者に必要なサービスを継続していくための業務継続計画（BCP）を策定し、研修や訓練（シミュレーション）の実施等が行われています。

市としましても、関係機関と連携して情報共有することにより、介護サービス事業所等の業務継続に向けた取り組みを支援していきます。

第3章 介護保険事業量の見込み

1. 介護給付費等の見込み

(1) 計画期間の各年度における高齢者等の状況

① 人口推計

本市の今後3年間の人口推計を行うと下表のとおりになり、総人口は毎年減少傾向で、令和8(2026)年には74,970人になると予想されます。

65歳以上の高齢者数についても微減の傾向にありますが、高齢化率は年々上昇し、令和8(2026)年には32.7%になると推計しています。

	令和6年	令和7年	令和8年
総人口 (人)	76,764	75,871	74,970
40歳以上の人口 (人)	49,696	49,274	48,819
構成比 (%)	64.7	64.9	65.1
65歳以上の人口 (人)	24,858	24,640	24,510
構成比 (%)	32.4	32.5	32.7
65歳～74歳人口 (人)	9,995	9,434	9,299
構成比 (%)	13.0	12.4	12.4
75歳以上人口 (人)	9,504	9,775	9,681
75歳～84歳人口 (人)			
構成比 (%)	12.4	12.9	12.9
85歳以上人口 (人)	5,359	5,431	5,530
構成比 (%)	7.0	7.2	7.4

資料：国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」
(厚生労働省補正值)

② 要介護・要支援認定者推計人数

要介護認定者の状況（実績）や人口推計を基に、令和22(2040)年までの推計を行うと次のとおりで、緩やかな伸びを見込んでいます。

■要介護等認定者推計人数

	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
要支援1 (人)	785	802	811	771
要支援2 (人)	917	939	951	947
要介護1 (人)	949	952	954	967
要介護2 (人)	1,079	1,097	1,111	1,207
要介護3 (人)	679	685	691	753
要介護4 (人)	552	557	559	606
要介護5 (人)	415	423	427	477
合計 (人)	5,376	5,455	5,504	5,728

(2) 介護サービス等の量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護 (回/年)	153,768	154,535	155,302
	訪問入浴介護	5,713	5,912	5,713
	介護給付 (回/年)	5,682	5,881	5,682
	予防給付 (回/年)	31	31	31
	訪問看護	40,209	40,412	40,805
	介護給付 (回/年)	34,805	35,008	35,401
	予防給付 (回/年)	5,404	5,404	5,404
	訪問リハビリテーション	17,371	17,371	17,371
	介護給付 (回/年)	14,107	14,107	14,107
	予防給付 (回/年)	3,264	3,264	3,264
	居宅療養管理指導	4,152	4,212	4,200
	介護給付 (人/年)	3,876	3,936	3,924
	予防給付 (人/年)	276	276	276
	通所介護 (回/年)	81,876	82,356	82,836
	通所リハビリテーション			
	介護給付 (回/年)	44,467	44,984	45,247
	予防給付 (人/年)	2,112	2,112	2,112
	短期入所生活介護	19,384	19,384	19,384
	介護給付 (日/年)	19,218	19,218	19,218
	予防給付 (日/年)	166	166	166
	短期入所療養介護	6,869	6,869	6,869
	介護給付 (日/年)	6,816	6,816	6,816
	予防給付 (日/年)	53	53	53
特定施設入居者生活介護	114	114	114	
介護給付 (人/日)	99	99	99	
予防給付 (人/日)	15	15	15	

(表 続き)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(人/年)	1,488	1,512	1,512
	地域密着型通所介護(回/年)	21,882	21,882	21,882
	認知症対応型通所介護	6,487	6,487	6,584
	介護給付(回/年)	6,487	6,487	6,584
	予防給付(回/年)	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	1,608	1,608	1,620
	介護給付(人/年)	1,452	1,452	1,464
	予防給付(人/年)	156	156	156
	看護小規模多機能型居宅介護(人/年)	0	0	48
	認知症対応型共同生活介護	81	81	81
	介護給付(人/日)	81	81	81
	予防給付(人/日)	0	0	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護(人/日)	29	29	29
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人/日)	116	116	116
居宅介護(介護予防)支援	37,548	38,088	38,160	
介護給付(件/年)	25,668	26,052	26,004	
予防給付(件/年)	11,880	12,036	12,156	
施設サービス	介護老人福祉施設(人/日)	420	420	450
	介護老人保健施設(人/日)	420	420	420
	合計(人/日)	840	840	870

(3) 地域密着型サービスの整備計画

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日常生活圏域ごとの整備状況やその地域の特性等を踏まえ、本計画においては、下記のとおり地域密着型サービスの整備を進めます。

■看護小規模多機能型居宅介護

圏域	整備年度	整備数	定員(人)
市内全域	令和8年度	1	24

(4) 標準給付費*・地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの総給付費	居宅サービス	訪問介護	447,866	450,626	452,819
		訪問入浴介護	70,453	73,022	70,542
		訪問看護	221,782	223,422	226,000
		訪問リハビリテーション	36,167	36,213	36,213
		居宅療養管理指導	29,151	29,606	29,553
		通所介護	649,412	653,922	657,610
		通所リハビリテーション	394,915	400,326	402,050
		短期入所生活介護	175,822	176,044	176,044
		短期入所療養介護	80,367	80,469	80,469
		特定施設入居者生活介護	223,906	224,190	224,190
		福祉用具貸与	327,069	328,171	330,310
		特定福祉用具購入	9,330	9,330	9,330
		合計(A)	2,666,240	2,685,341	2,695,130
		地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	254,740	260,275
	地域密着型通所介護		182,048	182,279	182,279
	認知症対応型通所介護		73,495	73,588	74,628
	小規模多機能型居宅介護		293,402	293,774	296,167
	看護小規模多機能型居宅介護		0	0	7,214
	認知症対応型共同生活介護		261,146	261,476	261,476
	地域密着型特定施設入居者生活介護		66,534	66,618	66,618
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		429,287	429,830	429,830
	合計(B)	1,560,652	1,567,840	1,577,333	
	その他	住宅改修費	16,458	16,458	16,458
		居宅介護支援	389,348	396,086	394,673
		合計(C)	405,806	412,544	411,131
	施設サービス	介護老人福祉施設	1,420,135	1,421,932	1,528,482
		介護老人保健施設	1,477,862	1,479,733	1,479,733
合計(D)		2,897,997	2,901,665	3,008,215	
介護給付費計 (E = A + B + C + D)		7,530,695	7,567,390	7,691,809	

*標準給付費は、利用者負担分を除いた介護保険から給付される費用です。

(単位：千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスの総給付費	居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	260	261	261
		介護予防訪問看護	29,765	29,802	29,802
		介護予防訪問リハビリテーション	8,489	8,500	8,500
		介護予防居宅療養管理指導	2,423	2,426	2,426
		介護予防通所リハビリテーション	72,956	73,048	73,048
		介護予防短期入所生活介護	1,317	1,319	1,319
		介護予防短期入所療養介護	493	494	494
		介護予防特定施設入居者生活介護	14,733	14,752	14,752
		介護予防福祉用具貸与	86,335	86,335	87,533
		介護予防特定福祉用具購入	4,866	4,866	4,866
		合 計 (F)	221,637	221,803	223,001
	地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
		介護予防小規模多機能型居宅介護	12,160	12,175	12,175
		介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
合 計 (G)	12,160	12,175	12,175		
その他	住 宅 改 修 費	21,288	21,288	21,288	
	介 護 予 防 支 援	54,419	55,205	55,756	
	合 計 (H)	75,707	76,493	77,044	
予防給付費計 (I = F + G + H)		309,504	310,471	312,220	
特定入所者介護サービス費等給付額 (J)		182,541	182,772	182,772	
高額介護サービス費 (K)		203,161	203,455	203,464	
審査支払手数料 (L)		8,404	8,404	8,404	
高額合算介護サービス費 (M)		23,855	24,355	24,905	
標準給付費計 (N = E + I + J + K + L + M)		8,258,160	8,296,847	8,423,574	
地域支援事業費 (O)		478,881	479,881	480,881	
標準給付費等見込額 (P = N + O)		8,737,041	8,776,728	8,904,455	

※標準給付費は、利用者負担分を除いた介護保険から給付される費用です。

(5) 第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者（65歳以上）に負担していただく費用は、前計画に引き続き介護サービスに係る給付費等の「23%」となっています。

第9期（令和6～8年度 3か年）の標準介護給付費等の総額のうち、第1号被保険者負担相当額をもとに、1人1か月あたりの負担額を算出したものが第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）となります。

(第8期からの変更点等)

- 舞鶴市介護給付費準備基金（剰余金）の取崩しによる保険料の上昇抑制
取崩額・・・600,000千円

【介護保険料の基準額（月額）】

標準給付費等見込額（年額）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		8,737,041千円	8,776,728千円
保険料Ⅰ※（月額）	6,724円		
保険料Ⅱ※（月額）	5,981円		

※保険料Ⅰは、標準給付費等見込額等のうち、第1号被保険者の負担分から、1人あたりの保険料を算出しています。

※保険料Ⅱは、保険料Ⅰで算出した第1号被保険者の負担分から介護給付費準備基金取崩額（600,000千円）を控除した額を基に、1人あたりの保険料を算出しています。

※保険料Ⅰ・Ⅱのいずれも、保険料段階を15段階に設定して算出したもので、第1号被保険者の保険料基準額（第5段階）の月額を示しています。

※保険料Ⅱが、実際に第1号被保険者に負担していただく第9期保険料の基準額（月額）です。

<参考>保険料基準額（月額）

第1期（平成12年度～14年度）	2,635円		
第2期（平成15年度～17年度）	2,992円（+13.5%）	※基金取崩額	180,000,000円
第3期（平成18年度～20年度）	4,093円（+36.8%）	※	100,000,000円
第4期（平成21年度～23年度）	4,125円（+0.8%）	※	470,000,000円
		※国特例交付金	47,734,000円
第5期（平成24年度～26年度）	5,293円（+28.3%）	※基金取崩額	270,000,000円
		※財政安定化基金	40,600,000円
第6期（平成27年度～29年度）	5,293円	※基金取崩額	580,000,000円
第7期（平成30年度～令和2年度）	5,488円（+3.7%）	※基金取崩額	640,000,000円
第8期（令和3年度～5年度）	5,986円（+9.1%）	※基金取崩額	540,000,000円
第9期（令和6年度～8年度）	5,981円（△0.1%）	※基金取崩額	600,000,000円

(6) 介護保険料・利用料の低所得者対策

(介護保険料)

- 被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな所得段階設定(「11段階」⇒「15段階」)
- 公費投入による軽減強化(第1段階「0.37」⇒「0.20」、第2段階「0.55」⇒「0.35」、第3段階「0.605」⇒「0.60」)

【所得段階別 介護保険料(年額)】

第8期保険料			第9期保険料						所得段階の基準	
令和3~5年度(11段階)			令和6~8年度(15段階)			被保険者数の推計(人)				
段階	保険料(年額)	基準額に対する負担率	段階	保険料(年額)	基準額に対する負担率	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第8期	第9期
第1段階	32,330 軽減後 (17,960)	0.45 軽減後 (0.25)	第1段階	26,560 軽減後 (14,360)	0.37 軽減後 (0.20)	4,275	4,238	4,216	世帯全員が市民税非課税 課税年金収入額+その他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人	課税年金収入額+その他の合計所得金額の合計額が120万円以下の人 上記以外
第2段階	43,110 軽減後 (25,150)	0.60 軽減後 (0.35)	第2段階	39,480 軽減後 (25,120)	0.55 軽減後 (0.35)	3,033	3,006	2,990		
第3段階	46,700 軽減後 (43,110)	0.65 軽減後 (0.60)	第3段階	43,430 軽減後 (43,070)	0.605 軽減後 (0.60)	2,486	2,464	2,451		
第4段階	61,060	0.85	第4段階	61,010	0.85	1,939	1,922	1,912	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額の合計額が80万円以下	
第5段階 (基準額)	71,840	1.00	第5段階 (基準額)	71,770	1.00	3,057	3,031	3,015	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、上記以外	
第6段階	82,620	1.15	第6段階	82,540	1.15	3,878	3,844	3,824	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以下	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満
第7段階	89,800	1.25	第7段階	93,310	1.30	3,878	3,844	3,824	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円未満
第8段階	107,760	1.50	第8段階	107,660	1.50	1,293	1,281	1,274	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円未満	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円未満
第9段階	118,540	1.65	第9段階	122,010	1.70	422	419	417	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円未満	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円未満
第10段階	129,310	1.80	第10段階	136,370	1.90	199	197	196	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円未満	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円未満
第11段階	143,680	2.00	第11段階	150,720	2.10	124	123	122	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円未満
			第12段階	165,080	2.30	50	49	49	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円未満	
			第13段階	172,250	2.40	50	49	49	本人が市民税課税で合計所得金額が820万円未満	
			第14段階	179,430	2.50	25	25	24	本人が市民税課税で合計所得金額が920万円未満	
			第15段階	186,610	2.60	149	148	147	本人が市民税課税で合計所得金額が920万円以上	

(利用料)

利用料についての低所得者対策として、一定の所得要件を満たした人について、下記のような利用料の負担軽減措置を実施しています。

- ① 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給
- ② 特定入所者介護（予防）サービス費の支給
- ③ 社会福祉法人による利用料の軽減制度

III 資料

1. 舞鶴市長寿社会プラン推進会議の開催経過と内容

	日 程	協 議 内 容
第 1 回	令和 5 年 7 月 4 日	・ 第 8 期高齢者保健福祉計画の実施状況について ・ 第 9 期高齢者保健福祉計画の方向性等について
第 2 回	令和 5 年 10 月 6 日	・ 第 9 期高齢者保健福祉計画の総論案について
第 3 回	令和 5 年 11 月 28 日	・ 第 9 期高齢者保健福祉計画の各論案について
第 4 回	令和 6 年 2 月 19 日	・ 第 9 期高齢者保健福祉計画（案）に対する意見募集（パブリック・コメント）の結果について ・ 舞鶴市第 9 期介護保険料について

2. 舞鶴市長寿社会プラン推進会議委員名簿

推 薦 団 体	委 員 氏 名	推 進 会 議 での 役 職
舞鶴自治連・区長連協議会	品田 正明	
舞鶴市老人クラブ連合会	小和田宏子	
一般社団法人舞鶴医師会	西村 正人	
一般社団法人京都府舞鶴歯科医師会	高井 経之（～R5.9.30） 衣川 慶紀（R5.10.1～）	
社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会	山内 亨	
舞鶴市民生児童委員連盟	濱田 透	
舞鶴市内老人福祉施設長会	大橋 裕子	
舞鶴市介護相談員連絡会	鈴木 貫一	会 長
公益社団法人舞鶴青年会議所	田仲 宏介	
NPO 法人まいづるネットワークの会	奥雲由美子	
京都府行政書士会	門田 猛	副 会 長
連合京都北部地域協議会	水口 一也	
舞鶴市ボランティアセンター	田中 國雄	
公益社団法人京都府介護支援専門員会	柴田 崇晴	
公募	—	

3. 用語解説

	語句	解説
ア 行	アセスメント	利用者の有する能力、既に提供を受けているサービス等利用者の置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題（ニーズ）を把握すること。
	Web（会議）	World Wide Web（ワールド・ワイド・ウェブ）」の略で、インターネット上で、文書や画像、動画等の閲覧ができるシステムのこと。また、Web会議は、そのシステムを使って行う会議のこと。
	オーラルフレイル	嚙む、飲み込む、話すといった口腔機能が衰えることを指し、嚙む力や舌の動きの悪化が食生活に支障を及ぼしたり、滑舌の悪化が社会とのかかわりの減少に結びつくことから、全体的なフレイル進行の前兆とされる。
カ 行	介護医療院	平成 29 年の介護保険法・医療法改正により、新たに位置づけられたもので、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に行う介護保険施設。
	介護サービス	高齢者や障害のある人等の移動・食事・排泄・入浴等の日常生活の援助を実際に提供するもの。 また、介護保険法では、介護サービスの種類の分類として、居宅サービス・介護予防サービス、地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援・介護予防支援、介護保険施設が定義されている。
	介護サービス相談員	介護保険サービスの質の向上を目的として、市民公募により選任された相談員が介護保険のサービス利用者や家族からサービスに対する悩み・苦情・疑問等の相談を受け、サービス提供事業者へ伝えることで悩み等の解消を図る。
	介護福祉士	食事の世話、入浴、排泄などの介護や指導・支援を行う専門職。社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格で、専門の知識と技術をもって業務にあたる。
	介護予防	元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを指す。
	介護予防・生活支援サービス事業	地域支援事業の一つで、要支援者等に対する通所型サービス・訪問型サービス等について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができるサービス。
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	地域密着型サービスの一つで、医療ニーズが高い利用者に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービス。

	語句	解説
	基本チェックリスト	国が定めた、25項目からなる日常生活で必要となる機能（生活機能）を確認するためのチェックリストで、運動機能、栄養、口腔機能、生活機能・閉じこもり・認知・うつの項目についてチェックする。項目別のチェックの該当数により、それぞれの機能低下の有無を確認し、要介護状態になるおそれのある高齢者を把握するもの。
	キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト養成研修を受講し登録する必要がある。
	共生型サービス	地域共生社会の実現に向け、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に位置付けられたサービス。対象は訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等。
	共生社会の実現を推進するための認知症基本法	令和5年6月に成立した法律。認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するためのもの。通称「認知症基本法」。
	京都府北部福祉人材養成システム	京都府と福知山市、舞鶴市、宮津市が協力し、介護福祉人材養成校、総合実習センター、現任者研修実施機関からなる福祉人材養成システムを構築し、京都府北部における介護・福祉人材確保を推進する仕組み。
	業務継続計画（BCP）	大地震等の自然災害、感染症のまん延等、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（Business Continuity Plan）のこと。
	居宅介護支援（介護予防支援）	要介護（要支援）認定者のケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行うこと。
	ケアプラン	要介護（要支援）認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する介護支援計画のこと。
	ケアプランデータ連携システム	居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報（予定・実績）をデータ連携するシステム。ケアプラン（提供票）をデータで送受信できるようになり、業務の負担軽減に繋がる。
	ケアマネジメント（居宅介護支援）	高齢者が自立した日常生活を営むという目的のために、高齢者の現状や自立した日常生活に向けての希望を十分に把握し、それを踏まえてその人にとって最もふさわしいサービスが利用できるよう支援する仕組み。
	ケアマネジャー（介護支援専門員）	要介護者または要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者又は要支援者が心身の状況に応じて適切なサービスを受けられるよう、市・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者又は要支援者が、自立した日常生活を営むのに必要な援助

	語句	解説
		に関する専門的知識及び技術を有するものとして、介護支援専門証の交付を受けた者。
	KDB（国保データベース）システム	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
	健康寿命	介護を必要とせず、健康で日常生活を支障なく送ることができる期間のこと。
	高額医療合算介護サービス費	1年間の医療保険と介護保険の合計の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険給付から支給する制度。
	高額介護サービス費	所得等が一定額以下の介護サービス利用者に対して、1か月のサービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険給付から支給する制度。
	後期高齢者	高齢者のうち75歳以上の人。
	高齢者あんしんサポートハウス	自立生活がやや困難であったり、疾病からの回復期にある所得の低い高齢者が、低額で入所できるよう、京都府が整備を進める施設。
サ 行	災害時要援護者支援対策事業	災害時に支援が必要な人の情報を日頃から地域内で共有し、災害時等に地域の中で支援が受けられるようにするための制度。住み慣れた地域の中で、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指している。
	サービス付き高齢者向け住宅	日常生活に不安がある一人暮らしや高齢者夫婦等の世帯を対象とし、バリアフリー化等の設備基準があり、安否確認や生活相談等のサービスを提供する住宅。
	在宅療養コーディネーター	在宅療養コーディネーター養成研修を受講した医療・介護の専門職。多職種協働により、在宅医療介護連携を推進する。
	事業対象者	生活機能の低下が認められ、要介護状態となるおそれがあり、基本チェックリストの記入内容が、国の定める基準に該当した者。介護予防・生活支援サービスの利用ができる。
	歯周疾患	歯肉炎や歯周炎等歯ぐきの病気の総称。40歳以降で歯を失う原因の大半がこの歯周疾患による。食生活や喫煙、歯磨き習慣等とも関係があり、生活習慣病のひとつとして捉えられており、生活習慣病等の重症化にも関連する。
	社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格で、専門知識と技術を用いて、身体的・精神的障害又は環境上の理由で日常生活を営むことに支障がある人に対し、福祉に関する相談・助言・指導その他の援助を行う福祉専門職。

	語句	解説
	重層的支援体制	既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
	小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスの一つで、「通い」を中心として、要介護者の状態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて在宅での生活を支援するサービス。
	初期認知症対応型カフェ推進事業	物忘れの心配のある人や初期の認知症と診断された人、その家族などが、気軽に集まり、交流や活動を通して、不安や悩みを和らげ、症状緩和を図ることを目的に行う事業。
	シルバー人材センター	一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益社団法人。
	生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向け、地域資源の開発や、ネットワーク構築を図る役割を担う人。
	生活習慣病	食事や運動、喫煙、飲酒、睡眠等の生活習慣が深く関与し、それらによって引き起こされる病気の総称。糖尿病、高血圧症、脂質異常症の他、がんや心疾患、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全等も含む。
	成年後見制度	認知症などで判断能力が不十分になり、日常生活上の判断や契約、財産管理などが困難になった場合、本人に不利益が生じることのないよう、本人の権利や財産を守るための制度。 家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行等を行う。
	前期高齢者	高齢者のうち 65 歳以上 75 歳未満の人。
タ行	第三者評価	福祉サービス事業所が提供するサービスの質の向上と、利用者による適切なサービス選択の支援を目的として、都道府県の認証を受けた民間の評価機関が、サービスの質、運営内容、経営内容等を専門的に判断・評価し、改善指導等を実施するもの。
	ダブルケア	少子高齢化の進行、晩婚化に伴う出産年齢の高齢化等により、子育てと親や親族の介護が同時に発生する状態。
	団塊の世代 団塊ジュニア世代	「団塊の世代」は、1947（昭和 22）年から 1949（昭和 24）年頃の第 1 次ベビーブーム時代に生まれた人々のこと。他の世代と比較して人数が多いことから。 一方「団塊ジュニア世代」は、1971（昭和 46）年から 1974（昭和 49）年頃の第 2 次ベビーブーム時代に生まれた人々のこと。団塊の世代の子どもに当たる世代であることから。
	地域支えあいサポーター	地域で見守りが必要な方の孤立をなくすため、地域の見守りをしたり、声かけをしたり、簡易な生活支援を行うボランティア。

	語句	解説
	地域支援事業	被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業。
	地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援業務、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的ケアマネジメント業務)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護業務の4つの基本的な機能をもつ地域における総合的なマネジメントを担う中核機関。
	地域密着型サービス	高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにする観点から、日常生活圏域ごとに提供され、市町村が指定・監督を行う。
	地域密着型介護老人福祉施設	定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入所している要介護者に、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護者に対して入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うもの。
	チームオレンジ	認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みのこと。認知症の本人もメンバーとして参加するもの。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と利用者からの通報により随時の訪問介護・訪問看護サービスを提供するもの。
	特定健康診査・特定保健指導	2008年度から始まった生活習慣病予防のための健診・保健指導。特定健康診査(特定健診)は、メタボリックシンドロームに着目した健診で、特定保健指導は、この診査結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できると判定された方に対して生活習慣を見直すサポートを行う。
	特定入所者介護サービス費	所得が一定額以下の要介護(要支援)認定者が施設サービスなどを利用した場合に、食事・居住費等の負担を軽減するために支給される費用。
ナ行	認知症高齢者の日常生活自立度	高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表すもの。自立度Ⅱは日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる程度。
	認知症ケアパス	認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう状態に応じた適切な医療や介護サービスの流れ。

	語句	解説
	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援する人のこと。
	認知症初期集中支援チーム派遣事業	認知症の心配がある方の自宅に、医療・保健・福祉の専門家からなるチームが訪問し、専門病院の紹介や対応方法等のアドバイスを行う事業。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄等の介護や機能訓練を受けるサービス。
	認知症対応型通所介護	地域密着型サービスの一つで、認知症の要介護者を対象とするデイサービス。
ハ行	バリアフリー	本来、住宅建築用語で使用するもので、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。広くは障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
	福祉サービス利用援助事業	精神上の理由（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）により日常生活を営むのに支障がある方を対象に、無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談、助言を行い、福祉サービスの提供を受けるために必要な手続や福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与する社会福祉協議会のサービス。
	フレイル	加齢に伴い、筋力や活動が低下している状態で、健康な状態と要介護の状態の間にある状態。適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能。
マ行	民生児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣により委嘱される。児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。地域の身近な相談役として、地域住民の生活状態の把握、生活に関する相談援助・助言、社会福祉事業者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関との連携、協力等を行っている。
	メタボリックシンドローム (内臓脂肪型肥満)	腹囲が男性で85cm、女性で90cm以上の人のうち、①脂質異常(中性脂肪値 150mg/dL 以上、または HDL コレステロール値 40mg/dL 未満) ②血圧高値(最高血圧 130mmHg 以上、または最低血圧 85mmHg 以上) ③高血糖(空腹時血糖値 110mg/dL) の3項目のうち2つ以上を有する状態。
ヤ行	夜間対応型訪問介護	地域密着型サービスの一つで、居宅にいる場合でも、夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け提供する訪問介護サービス。
	有料老人ホーム	高齢者を対象に、入浴・排泄・食事の介護、または食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜等の供与をする事業を行う施設。介護付き、住宅型、健康型がある。

	語 句	解 説
	要介護者・要支援者	①要介護状態にある 65 歳以上の人。②要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病によって生じた人。要介護者は要介護 1～5 の人で、要支援者は要支援 1～2 の人。
	要介護状態	身体上又は精神上的の障害があるために、入浴・排泄・食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6 か月にわたり継続して常時介護を要すると認められた状態。
ラ行	老年症候群	加齢に伴って、高齢者に多くみられる認知機能や日常生活能力の低下・筋肉量の低下・うつ症状・低栄養などの総称。

資料 アンケート調査結果（抜粋）

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（はつらつ度アンケート調査）】

1. 調査目的

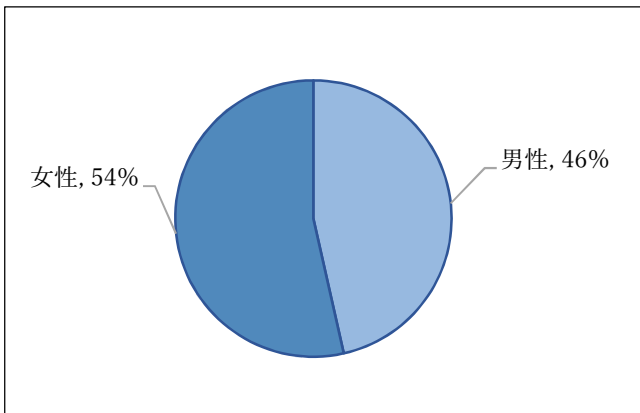
要介護状態になる前の高齢者の生活状況を把握することで、地域の課題を特定し、現行の介護予防・日常生活支援総合事業を評価するとともに、地域の課題に応じた健康づくりや介護予防事業の検討を行い、舞鶴市第9期高齢者保健福祉計画の策定に活かす。また、筑波大学と共同で進める介護予防に関する調査研究事業の資料としても活用する。

2. 実施概要

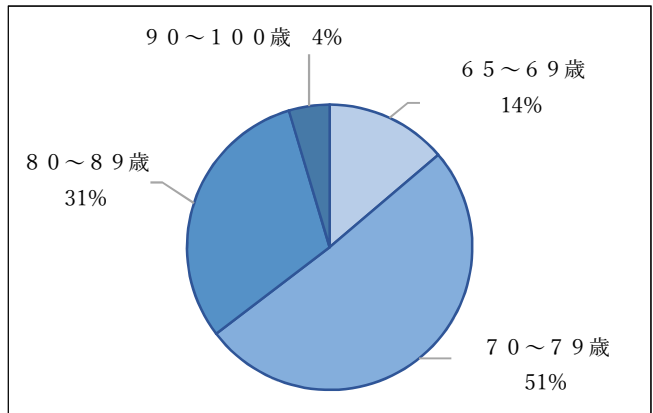
対象者	配布数	回収数	回収率	調査時期
65歳以上の市民のうち、要介護1～5の認定を受けていない者	20,855人	9,252人	44.4%	令和5年 1月
内 65歳以上の市民	19,258人	8,557人	44.4%	
訳 65歳以上の市民のうち要支援認定者・事業対象者	1,597人	695人	43.5%	

3. 調査結果

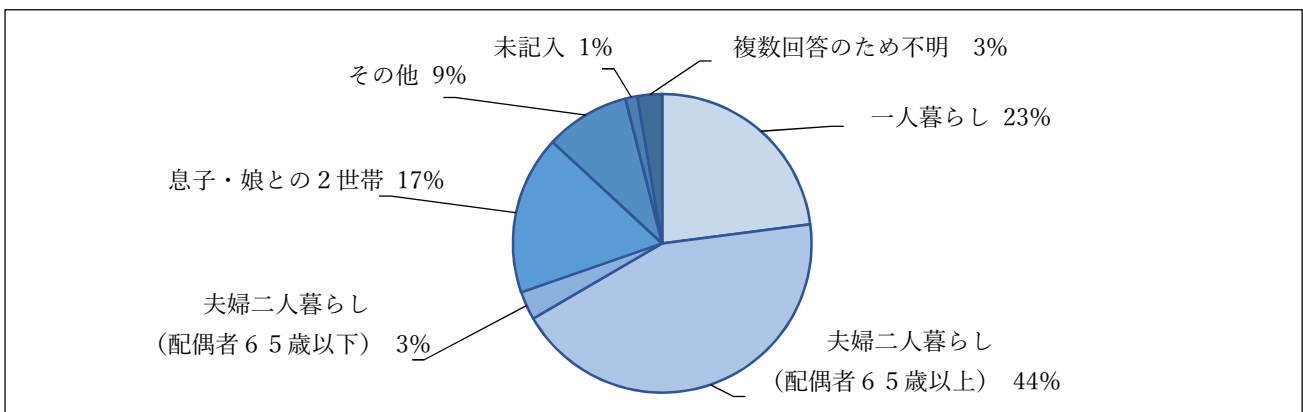
(1) 属性 [性別]



[年齢]

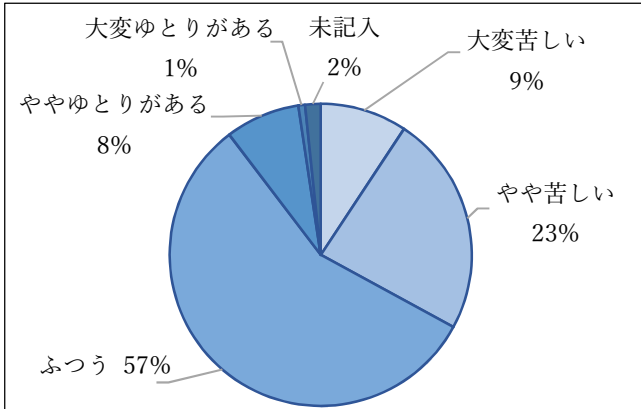


(2) 家族構成



独居と高齢者夫婦を合わせると67%を占め、高齢者世帯が全体の7割近くになっている。

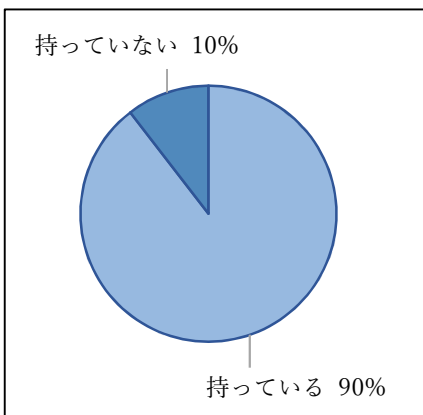
(3) 経済状況



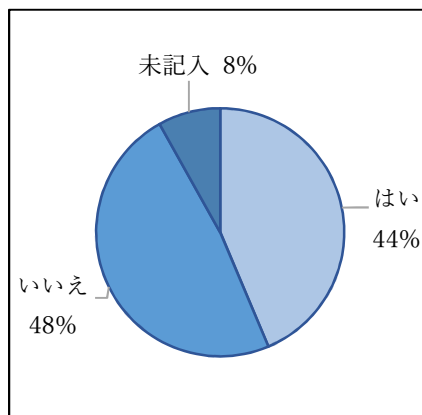
経済状況は、「ふつう」が5割を超えている一方、約3割が「大変苦しい」「やや苦しい」と回答している。

(4) 電子機器の活用状況

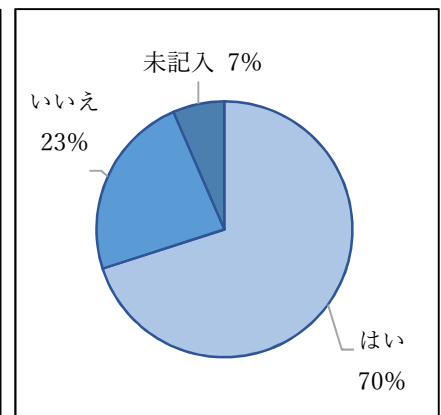
〔電子機器を持っているか〕



〔インターネットを使用しているか〕



メール(LINE)等を使用しているか

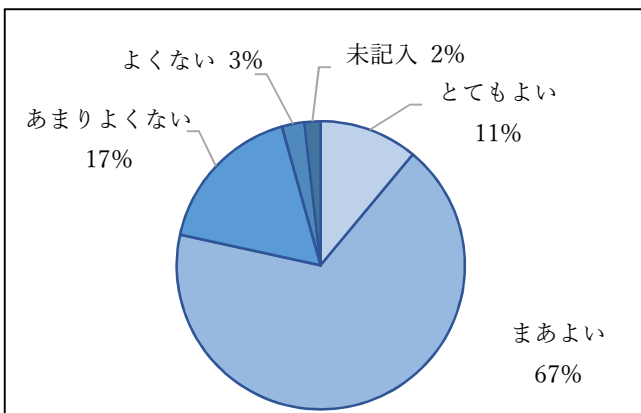


スマートフォンや携帯電話、パソコン等の電子機器を持っていると回答した方が9割を占めており、インターネットを使用している方が44%、メール等を利用している方が7割となっている。

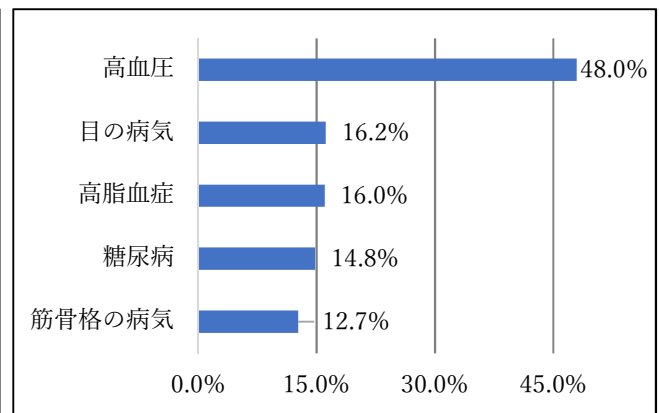
今後、本市が実施する高齢者向けの情報発信について、市ホームページへの掲載やメール、SNSによる発信等についても積極的に活用していく必要がある。

(5) 健康について

〔主観的健康観〕

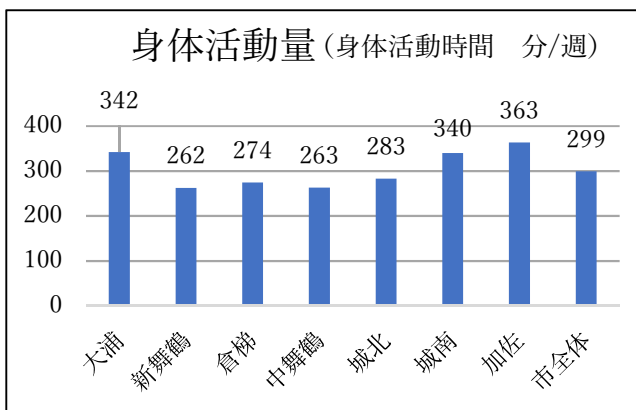
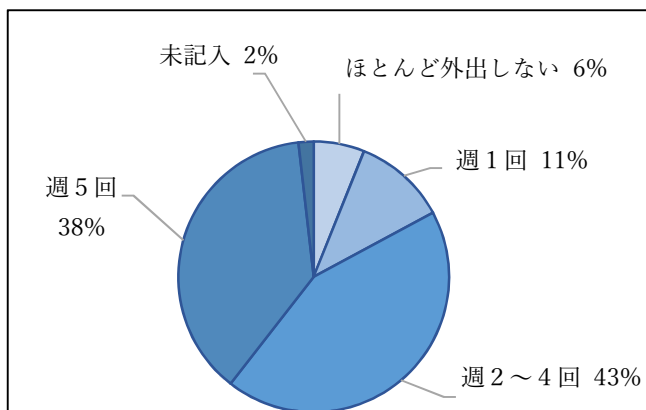


〔治療中又は後遺症のある病気（上位5項目）〕



主観的な健康観は「よい」と感じている人が78%、「よくない」と感じている人が20%となっている。治療中又は後遺症のある病気としては、「高血圧」が最も多く、次いで「目の病気」「高脂血症」「糖尿病」「筋骨格の病気」の順となっていた。前回調査時より糖尿病が増加している。

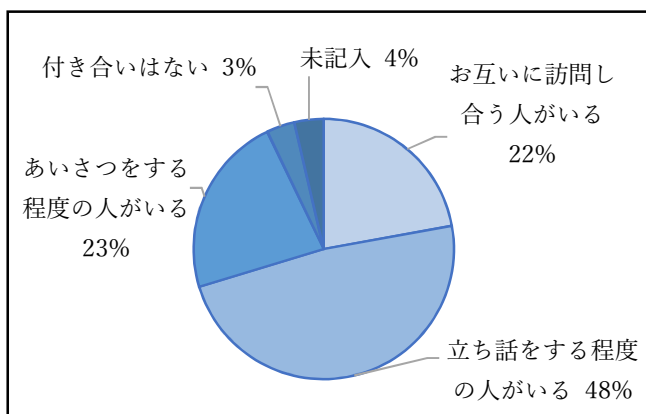
(6) 外出の状況（健康のために外出する頻度）



健康のために外出する頻度は、「週1回以上」が90%以上を占めている。日常生活圏域毎の身体活動量をみると、「大浦・朝来・志楽」「城南」「加佐」で高く、高齢になっても農作業や漁業等、役割のある圏域で活動量が多くなっていることがわかる。

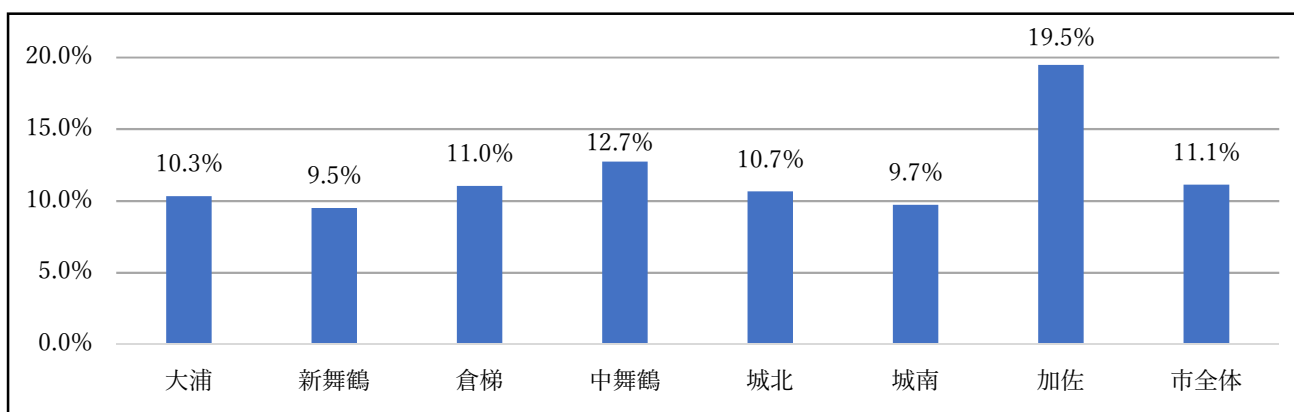
(7) 社会的交流

[近所の方とどの程度付き合いがあるか]



近所の方とどの程度付き合っているかについては「訪問し合う」「立ち話をする」「あいさつをする程度」など様々ではあるが、ほとんどの人が何らかの付き合いがあると答えていた。

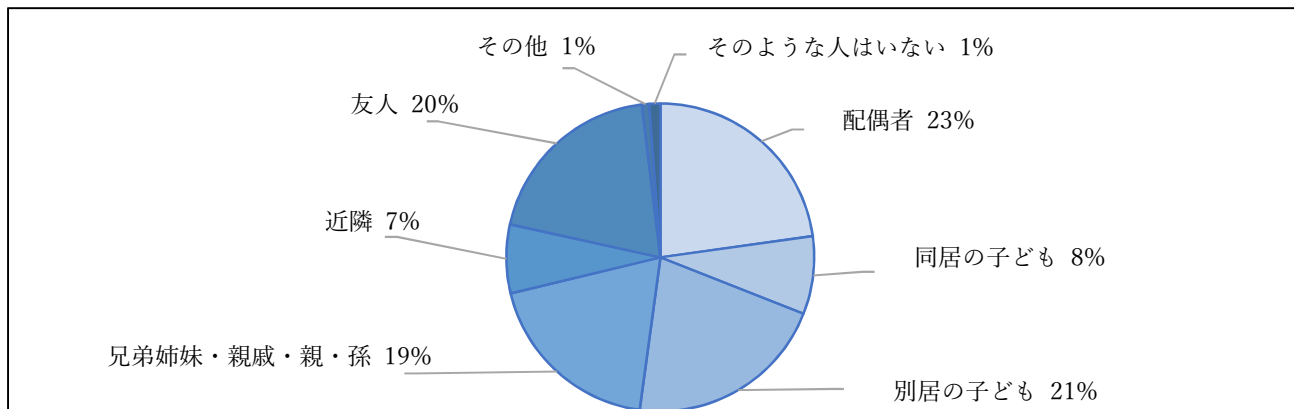
[通いの場への参加率]



通いの場への参加率は、加佐圏域で特に多い。前回調査時と比べると、全体的に参加率が下がっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も一因と考えられる。

今後も、通いの場の継続支援に取り組み、社会的交流の場を増やしていく必要がある。

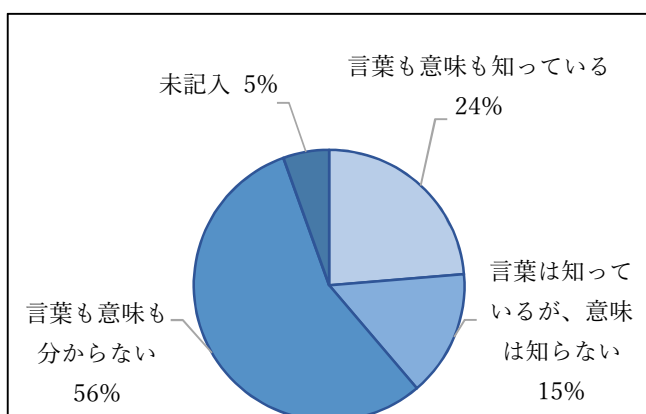
(8) 助け合い（心配事や愚痴を聞いてくれる人）



心配事や愚痴を聞いてくれる人としては、配偶者・子ども・親戚などを合わせると、7割を占めている。親族以外では、友人が20%、近隣が7%となっている。また、1%とわずかではあるが、「そのような人はいない」と答えており、相談窓口の周知に加え、地域コミュニティの再構築も課題である。

(9) フレイル・オーラルフレイルについて

[フレイルについて]



◆フレイルとは…

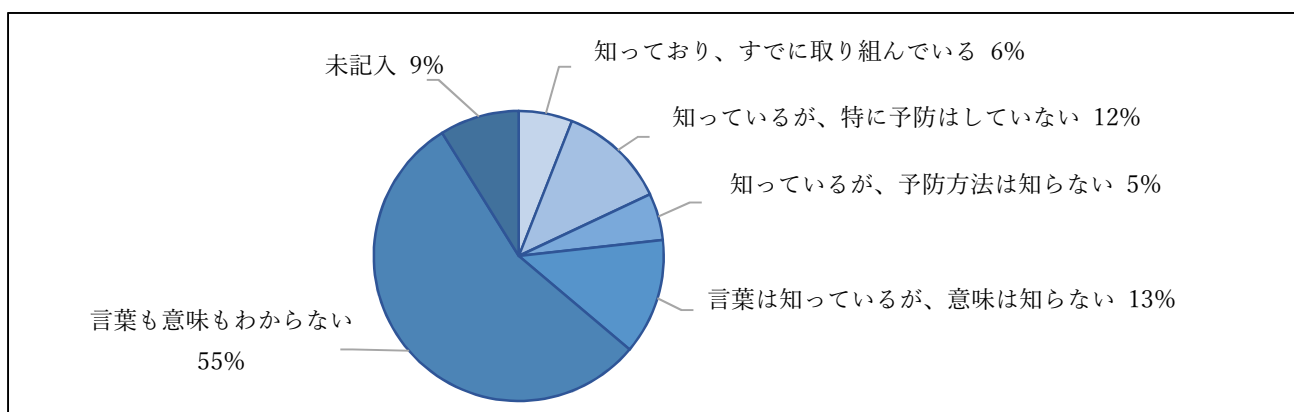
加齢に伴い筋力や活動が低下している状態。
(健康な状態と要介護の状態の中間の状態)

◆オーラルフレイルとは…

嚙んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えること。

食欲不振や栄養状態の悪化など、全身の衰えにつながってしまう。

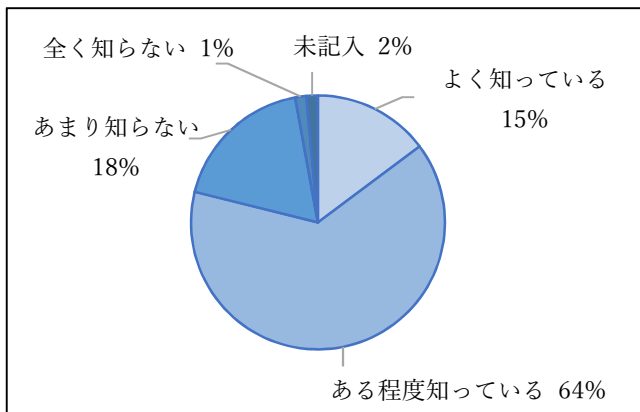
[オーラルフレイルの言葉や意味、予防方法について]



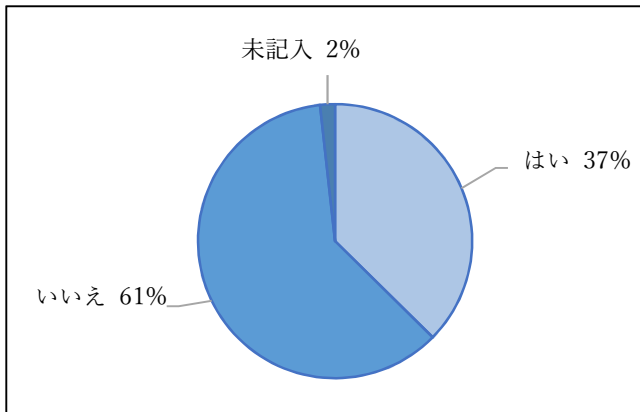
フレイル・オーラルフレイルについて、「言葉も意味も分からない」と回答した人が半数以上になっている。フレイル・オーラルフレイル予防事業の実施だけでなく、まずは、言葉や意味、予防方法等を知ってもらうことから始める必要がある。

(10) 認知症について

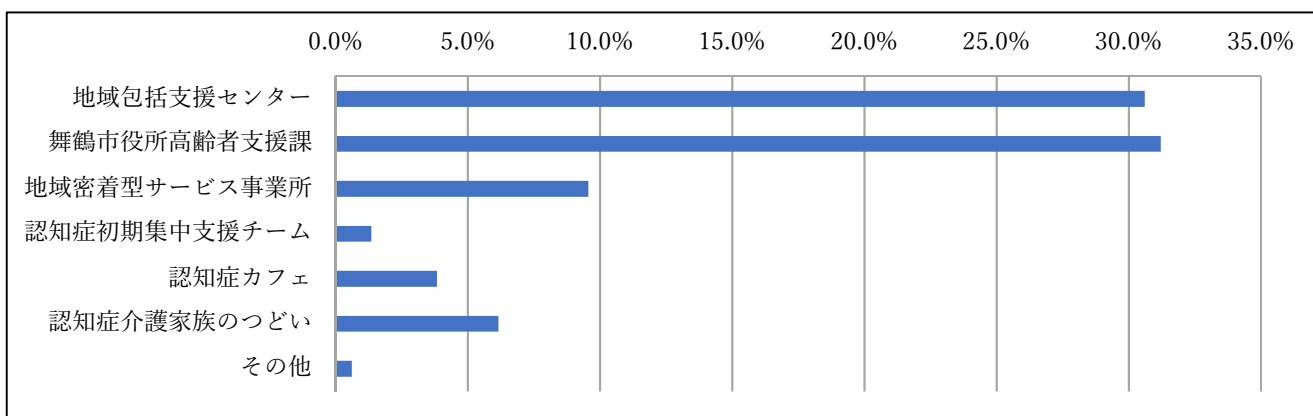
〔認知症についてどの程度知っていますか〕



〔認知症に関する相談窓口を知っていますか〕



〔認知症に関する相談窓口のうち、すでに知っている窓口はどこですか〕

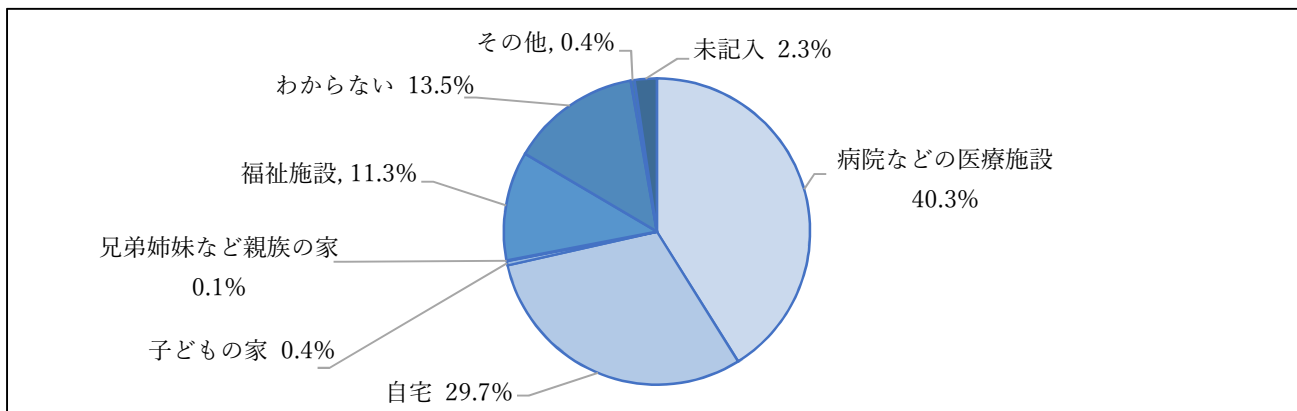


認知症について、「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した人は約8割あるが、相談窓口については「知らない」と回答した人が6割となっている。

約3割の方が地域包括支援センターや市高齢者支援課を窓口として知っているとは回答しているが、認知症の早期支援のためにも、相談窓口についてより広く周知することが重要である。

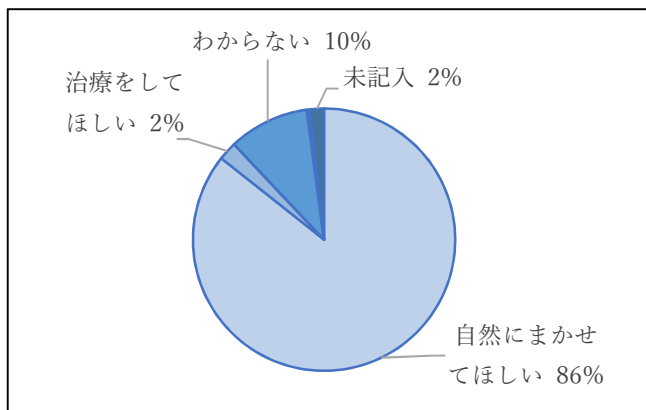
(11) これからの生活

〔がんや脳梗塞などにより医療と介護が同時に必要になった場合、どこで暮らしたいか。〕



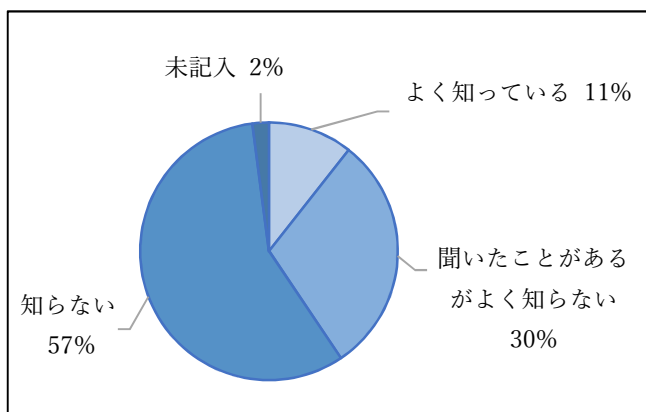
医療と介護が必要になったときに暮らしたい場所としては、「病院などの医療施設」と回答した人が最も多く、約40%を占めた。次いで自宅、福祉施設という結果となっている。

[延命治療について]



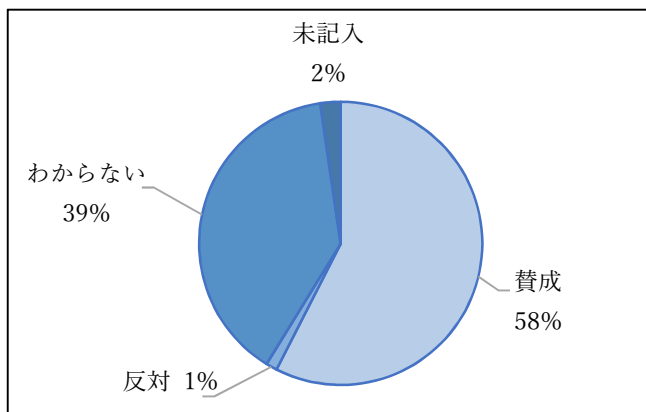
延命治療については、「自然にまかせてほしい」と回答した人が86%と多く、積極的な延命は望まない人が多かった。

[人生会議(ACP)¹について知っていますか。]

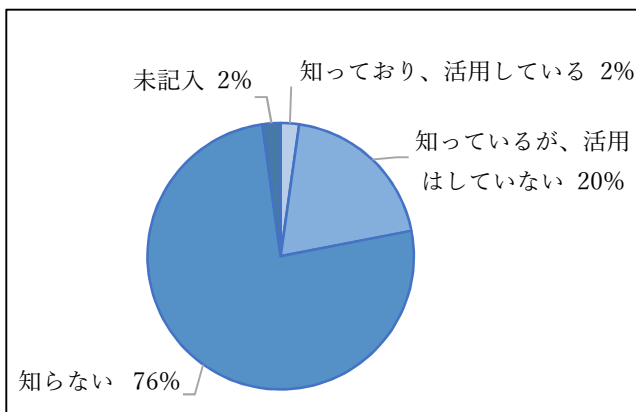


人生会議(ACP)については、「聞いたことがあるがよく知らない」「知らない」と答えた人が87%という結果であり、今後、啓発に力を入れていく必要がある。

[老い支度²についてどう思いますか。]



[まいづる老い支度ノートについて]



意思決定できなくなった時に備え準備しておく老い支度について、6割弱が「賛成」と回答している反面、約4割が「わからない」と回答しており、今後も老い支度についての周知・啓発を行っていく必要がある。

¹ 人生会議(ACP)：アドバンス・ケア・プランニングとは…

万が一のときに備えて、大切にしていることや望み、どのような医療・療養を望んでいるかについて、自ら考え、家族や医療・ケアチームなど信頼する人たちと話し合うこと。

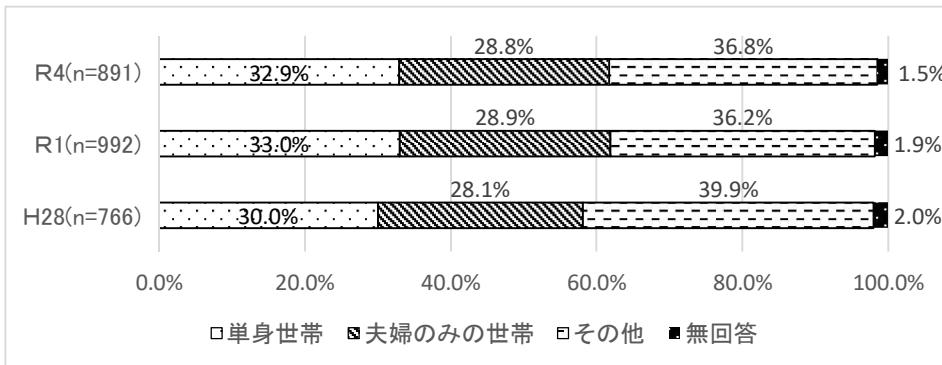
² 老い支度とは…

自分が意思決定できなくなったときに備えて、どのような医療・療養を受けたいか、などを記載した書面をあらかじめ作成しておくこと

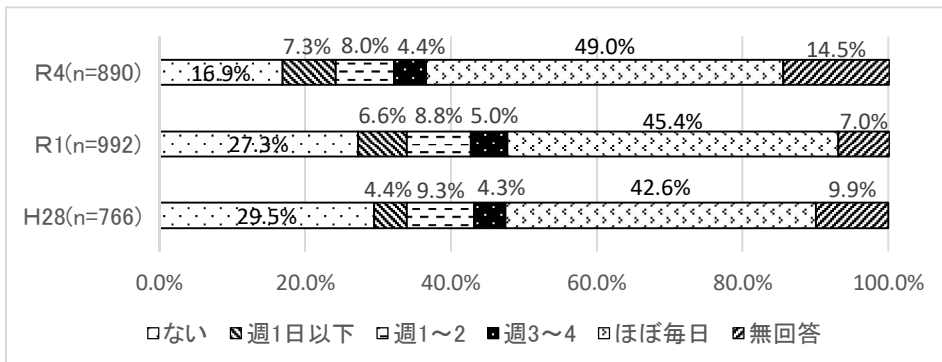
【在宅介護実態調査】

(1) 基本調査項目 (A票)

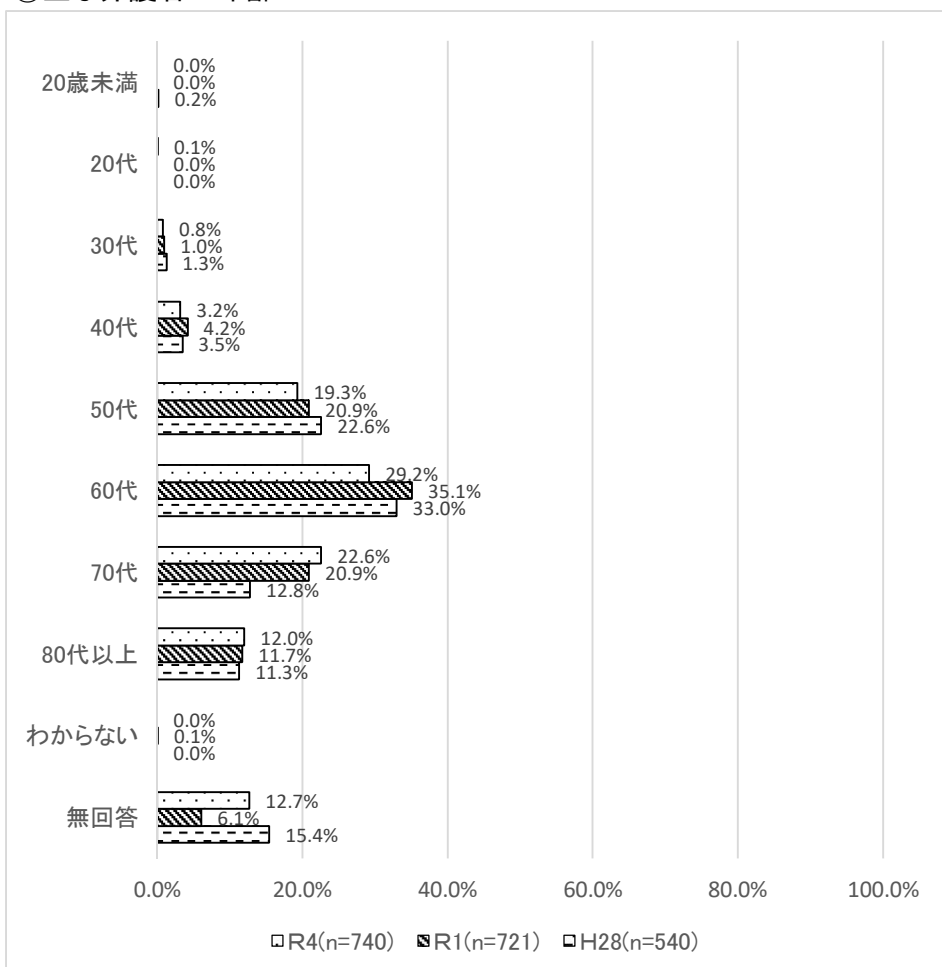
① 世帯類型



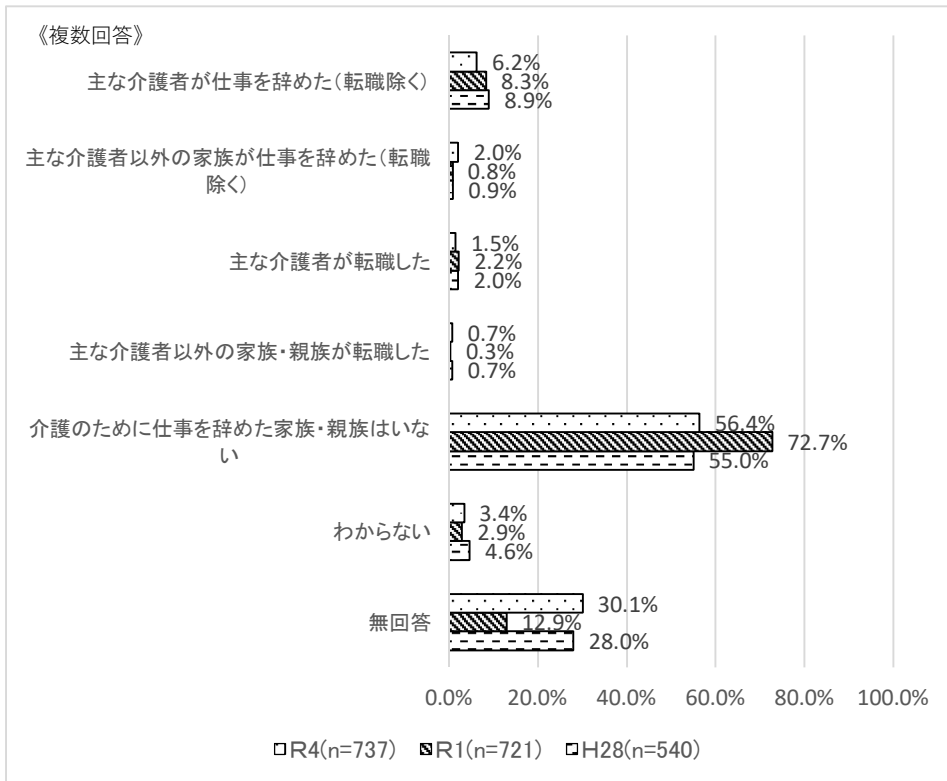
② 家族等による介護の頻度



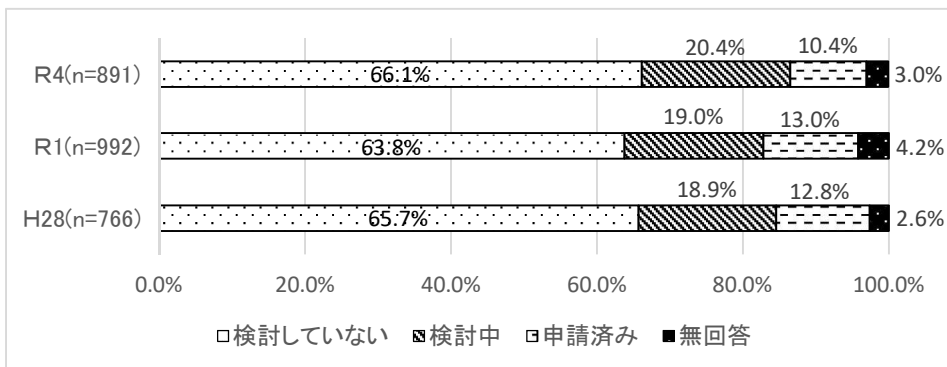
③ 主な介護者の年齢



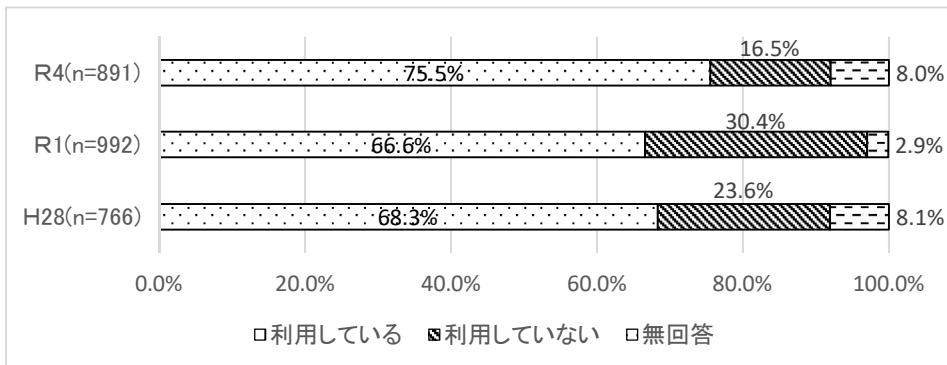
④介護のための離職の有無



⑤施設等検討の状況

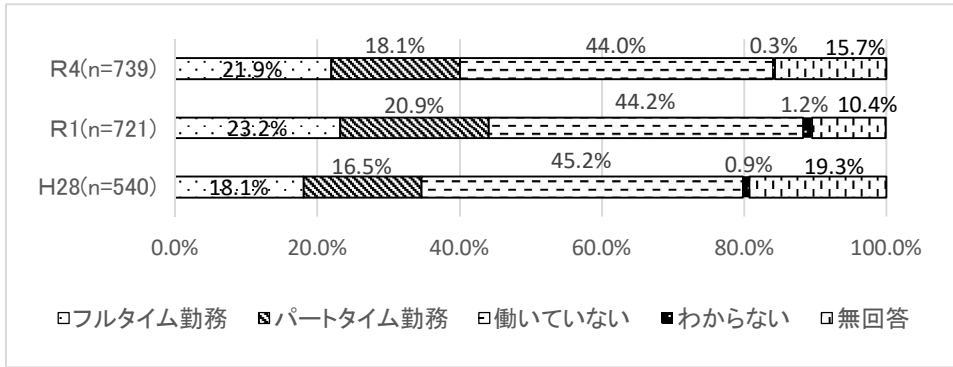


⑥介護保険サービスの利用の有無

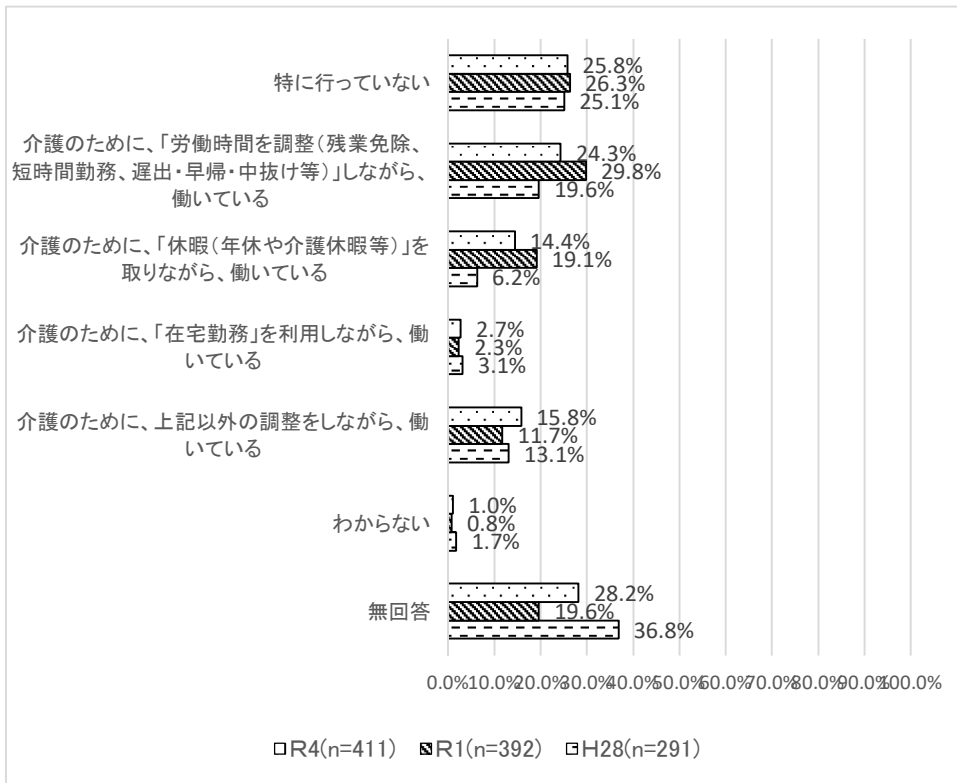


(2) 主な介護者の調査項目 (B票)

① 主な介護者の勤務形態



② 主な介護者の働き方の調整の状況



③ 主な介護者の就労継続の可否に係る意識

